

障害者雇用のようす

—令和3年6月1日現在の障害者雇用状況報告から—

宮城労働局職業安定部職業対策課

令和4年3月

R040304 版

はじめに

本書は、令和3年6月1日現在における民間企業・地方公共団体等の障害者の雇用状況及び令和4年1月末現在における県内の公共職業安定所における障害者の職業紹介状況を取りまとめた資料です。

障害者の雇用促進に広く御活用いただければ幸いです。

令和4年3月

目 次

I	令和3年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要	1
II	障害者雇用状況報告集計結果表	
第1表	民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）	5
第2表	地方公共団体における障害者の雇用状況	6
第3表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）	9
第4表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）	10
第5表	一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）	12
第6表	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	13
グラフ	一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移	14
III	障害者の職業紹介状況の概要	16
IV	障害者職業紹介業務取扱状況表	
第7表	障害者職業紹介業務取扱状況	17
第8表	障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）	18
第9表	産業別・職業別・規模別就職状況	19
第10表	身体障害者の障害部位別就職状況	19
V	障害者雇用優良中小事業主の認定状況と制度概要	20

I 令和3年6月1日現在の障害者雇用状況報告集計結果の概要

－身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について－

宮城労働局が取りまとめた身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下、「障害者」という。）の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、宮城県に本社を有し、常用雇用労働者43.5人以上の民間企業（独立行政法人は38.5人以上）と、常用雇用する職員が38.5人以上（一定の教育委員会は40.0人以上）の地方公共団体から、令和3年6月1日現在における障害者の雇用状況の報告を受け、これを集計したものである。

障害者雇用状況報告は、企業の本社所在地の都道府県を単位に集計しており、県内に本社を置かない事業所や、常用労働者数が43.5人未満の企業における障害者の雇用状況は明らかでないことから、本県全体の障害者の雇用状況を全て反映した内容とはなっていないことに留意する必要がある。

なお、法定雇用率は令和3年3月1日に改定されている。（詳細は4ページ参照）

1 民間企業における雇用状況

（1）一般の民間企業

① 雇用されている障害者数及び実雇用率

報告対象企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）で雇用されている障害者数は6,414.5人で前年より179.5人増加し12年連続で過去最高となった。

実雇用率は2.21%と前年比0.04ポイント上回り10年連続で過去最高となった。

（第1表（1）、第3表）

産業別の実雇用率では、「農業・林業・採石業」（2.40%）、「電気・ガス・水道業」（2.32%）、「運輸・郵便業」（2.30%）、「宿泊・飲食サービス業」（2.51%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（4.93%）、「医療・福祉業」（2.55%）が法定雇用率を上回っている。

（第4表）

② 法定雇用率達成企業の割合

法定雇用率達成企業の割合は、50.7%と前年比0.7ポイント下回った。

企業規模別では、43.5～100人未満が47.5%、100～300人未満が55.9%、300～500人未満が46.7%、500～1,000人未満が50.0%、1,000人以上が51.4%であった。
(第1表(1)、第3表)

③ 障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数は、身体障害者が3,930.5人、知的障害者が1,593.5人、精神障害者が890.5人であった。
(第3表、第4表)

④ 障害者雇用状況表に基づく宮城県内実雇用率上位10社の状況

宮城県に本社を置く企業のうち、障害者雇用が進んでいる(実雇用率が高い)企業上位10社は次のとおり。

企業名	業種	所在地	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	実雇用率(%)
株式会社 MAYURA	障害者福祉事業	仙台市青葉区	49.0	95.92
ほっとファーム 株式会社	障害者福祉事業	柴田郡柴田町	148.0	86.15
株式会社 新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区	58.5	80.34
Green-Room 株式会社	整骨院及びマッサージ治療院	仙台市青葉区	86.5	38.15
白石クリーニング協同組合	クリーニング業	白石市	46.0	34.78
有限会社 ニューホワイトクリーニング	クリーニング業	白石市	49.0	31.63
株式会社 オートランドリータカノ	クリーニング業	仙台市太白区	329.0	29.94
株式会社 フジ・スタイリング	紳士服縫製業	仙台市泉区	96.0	20.83
社会福祉法人 ふれあいの里	障害者福祉・介護福祉事業	登米市	88.0	19.89
東邦メッキ 株式会社	電気メッキ業	柴田郡村田町	57.0	17.54

(2) 地方独立行政法人

2.6%の法定雇用率が適用される独立行政法人(38.5人以上規模の法人)における障害者の実雇用率は1.74%であった。

(第1表(2))

2 地方公共団体における雇用状況

(1) 県及び市町村の機関

2.6%の法定雇用率が適用される県の機関（38.5人以上規模の機関）における障害者の実雇用率は2.72%であり前年比0.09ポイント下回り、市町村の機関（38.5人以上規模の機関）については2.36%と、前年比0.09ポイント上回った。

県及び市町村の55機関のうち、法定雇用率に達成していない機関は20機関となっている。

(第2表(1)(3))

(2) 県等の教育委員会の機関

2.5%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会の機関（40.0人以上規模の機関）における実雇用率は2.59%であり、前年比0.23ポイント上回った。
対象となる3機関のすべてが法定雇用率を達成した。

(第2表(2)(3))

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
 - 労働者数 38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

Ⅱ 障害者雇用状況報告集計結果表

第1表 民間企業における障害者の雇用状況（宮城県及び全国）

(1) 一般の民間企業（法定雇用率2.3%適用）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)		
宮城計	1,593 (1,529)	290,873.5 (287,971.5)	1,219 (1,217)	210 (185)	3,441 (3,299)	651 (634)	6,414.5 (6,235.0)	2.21 (2.17)	50.7 (51.4)
43.5～ 100人未満	806 (738)	51,185.5 (47,900.5)	174 (184)	67 (40)	489 (473)	108 (150)	958.0 (956.0)	1.87 (2.00)	47.5 (49.3)
100～ 300人未満	585 (591)	87,617.5 (88,946.0)	349 (338)	66 (61)	1,038 (985)	294 (268)	1,949.0 (1,856.0)	2.22 (2.09)	55.9 (54.7)
300～ 500人未満	107 (106)	37,121.0 (36,503.5)	162 (172)	26 (21)	447 (420)	78 (55)	836.0 (812.5)	2.25 (2.23)	46.7 (48.1)
500～ 1,000人未満	60 (61)	35,250.5 (36,673.0)	155 (160)	9 (16)	421 (433)	41 (53)	760.5 (795.5)	2.16 (2.17)	50.0 (52.5)
1,000 人以上	35 (33)	79,699.0 (77,948.5)	379 (363)	42 (47)	1,046 (988)	130 (108)	1,911.0 (1,815.0)	2.40 (2.33)	51.4 (48.5)
全国計	106,924 (102,699)	27,156,780.5 (26,866,926.0)	124,508 (122,796)	18,003 (17,084)	304,060 (291,125)	53,414 (48,984)	597,786.0 (578,293.0)	2.20 (2.15)	47.0 (48.6)
43.5～ 100人未満	54,876 (50,546)	3,546,392.0 (3,348,622.5)	10,710 (10,222)	3,429 (3,020)	33,384 (30,097)	12,044 (9,578)	64,255.0 (58,350.0)	1.81 (1.74)	45.2 (45.9)
100～ 300人未満	36,803 (36,786)	5,682,382.5 (5,677,011.5)	21,842 (21,796)	5,001 (4,806)	59,370 (58,097)	13,700 (13,408)	114,905.0 (113,199.0)	2.02 (1.99)	50.6 (52.4)
300～ 500人未満	6,983 (7,078)	2,478,229.0 (2,511,339.5)	10,524 (10,560)	1,874 (1,777)	26,228 (25,598)	5,015 (4,659)	51,657.5 (50,824.5)	2.08 (2.02)	41.7 (44.1)
500～ 1,000人未満	4,810 (4,818)	3,092,099.0 (3,090,963.5)	14,224 (14,109)	2,003 (1,895)	34,823 (33,993)	5,293 (4,964)	67,920.5 (66,588.0)	2.20 (2.15)	42.9 (46.7)
1,000 人以上	3,452 (3,471)	12,357,678.0 (12,238,989.0)	67,208 (66,109)	5,696 (5,586)	150,255 (143,340)	17,362 (16,375)	299,048.0 (289,331.5)	2.42 (2.36)	55.9 (60.0)

(2) 地方独立行政法人（法定雇用率2.6%適用）

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	③障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤ 法定雇用率達成企業の割合 (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者 (人)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)		
宮 城 県	4 (4)	1,323.5 (1,310.0)	2 (4)	1 (1)	18 (14)	0 (0)	23.0 (23.0)	1.74 (1.76)	25.0 (25.0)
全 国	364 (354)	455,189.5 (446,151.0)	2,920 (2,850)	218 (190)	6,022 (5,733)	329 (273)	12,244.5 (11,759.5)	2.69 (2.64)	78.0 (78.8)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の（ ）内は令和2年6月1日現在の数値である。

第2表 地方公共団体における障害者の雇用状況

(1) 法定雇用率2.6%が適用される地方公共団体

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ① \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	
県の機関	2 (2)	6,276.0 (6,229.5)	50 (55)	5 (4)	58 (53)	16 (16)	171.0 (175.0)	2.72 (2.81)
市町村の機関	53 (54)	27,792.0 (27,454.5)	156 (148)	9 (11)	329 (308)	12 (17)	656.0 (623.5)	2.36 (2.27)
合計	55 (56)	34,068.0 (33,684.0)	206 (203)	14 (15)	387 (361)	28 (33)	827.0 (798.5)	2.43 (2.37)

(2) 法定雇用率2.5%が適用される県等の教育委員会

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $E \div ① \times 100$ (%)
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員 (人)	E. 小計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)	
教育委員会	3 (3)	17,646.5 (17,603.5)	99 (94)	2 (2)	254 (223)	7 (6)	457.5 (416.0)	2.59 (2.36)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄においては0.5カウントしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 下段の()内は令和2年6月1日現在の数値である。

(3) 地方公共団体の各機関の状況

機関名		① 職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
2.6%適用機関計		34,068.0	827.0	2.43	82.0	
1	宮城県	5,621.0	153.5	2.73	0.0	特例認定あり(注4①)
2	宮城県県警本部	655.0	17.5	2.67	0.0	
3	仙台市	8,784.0	239.5	2.73	0.0	特例認定あり(注4②)
4	名取市	508.5	14.0	2.75	0.0	
5	岩沼市	500.0	13.5	2.70	0.0	特例認定あり(注4③)
6	亶理町	439.0	5.0	1.14	6.0	特例認定あり(注4④)
7	山元町	194.5	2.5	1.29	2.5	特例認定あり(注4⑤)
8	大和町	252.0	4.0	1.59	2.0	特例認定あり(注4⑥)
9	富谷市	464.0	9.0	1.94	3.0	特例認定あり(注4⑦)
10	大衡村	73.0	2.0	2.74	0.0	
11	石巻市	1,741.5	46.5	2.67	0.0	
12	東松島市	552.5	13.0	2.35	1.0	特例認定あり(注4⑧)
13	女川町	169.0	4.0	2.37	0.0	
14	塩竈市	962.0	26.0	2.70	0.0	特例認定あり(注4⑨)
15	多賀城市	435.0	11.0	2.53	0.0	
16	松島町	174.5	4.0	2.29	0.0	
17	七ヶ浜町	169.0	3.0	1.78	1.0	
18	利府町	285.0	9.5	3.33	0.0	特例認定あり(注4⑩)
19	大郷町	91.5	3.0	3.28	0.0	
20	大崎市	2,343.0	62.0	2.65	0.0	特例認定あり(注4⑪)
21	色麻町	126.5	4.0	3.16	0.0	
22	加美町	473.0	6.0	1.27	6.0	特例認定あり(注4⑫)
23	涌谷町	351.5	7.0	1.99	2.0	
24	美里町	199.5	5.0	2.51	0.0	
25	角田市	374.5	8.0	2.14	1.0	特例認定あり(注4⑬)
26	大河原町	207.5	4.0	1.93	1.0	
27	村田町	197.5	5.0	2.53	0.0	特例認定あり(注4⑭)
28	柴田町	346.5	2.0	0.58	7.0	特例認定あり(注4⑮)
29	川崎町	146.0	2.0	1.37	1.0	特例認定あり(注4⑯)
30	丸森町	176.0	2.5	1.42	1.5	
31	白石市	411.0	11.0	2.68	0.0	特例認定あり(注4⑰)
32	蔵王町	242.0	2.0	0.83	4.0	特例認定あり(注4⑱)
33	七ヶ宿町	74.5	1.0	1.34	0.0	特例認定あり(注4⑲)
34	栗原市	1,471.5	28.0	1.90	10.0	特例認定あり(注4⑳)
35	登米市	733.0	21.5	2.93	0.0	
36	気仙沼市	1,536.5	22.0	1.43	17.0	特例認定あり(注4㉑)
37	南三陸町	277.0	3.0	1.08	4.0	
38	名取市教育委員会	163.0	4.5	2.76	0.0	
39	多賀城市教育委員会	101.0	2.0	1.98	0.0	
40	色麻町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
41	涌谷町教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	
42	美里町教育委員会	114.0	2.0	1.75	0.0	
43	大河原町教育委員会	42.0	1.0	2.38	0.0	
44	登米市教育委員会	174.5	5.0	2.87	0.0	
45	登米市病院事業	434.0	4.0	0.92	7.0	
46	南三陸町教育委員会	58.5	1.0	1.71	0.0	
47	登米市上下水道事業	44.0	1.0	2.27	0.0	
48	栗原市上下水道事業	40.0	2.0	5.00	0.0	
49	石巻地区広域行政事務組合	48.0	3.0	6.25	0.0	
50	大崎地域広域行政事務組合	141.0	5.0	3.55	0.0	
51	加美郡保健医療福祉行政事務組合	156.5	2.0	1.28	2.0	
52	仙南地域広域行政事務組合	70.0	2.0	2.86	0.0	
53	公立刈田総合病院	146.0	5.0	3.42	0.0	
54	みやぎ県南中核病院企業団	339.5	5.0	1.47	3.0	
55	石巻地方広域水道企業団	133.0	4.0	3.01	0.0	
2.5%適用機関計		17,646.5	457.5	2.59	0.0	
1	宮城県教育委員会	11,595.0	299.5	2.58	0.0	
2	仙台市教育委員会	5,592.0	144.0	2.58	0.0	
3	石巻市教育委員会	459.5	14.0	3.05	0.0	

- 注1 ①欄の「職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者（短時間勤務者以外の身体障害者数及び知的障害者）については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており0.5カウントしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方機関A（例：首長部局）及び関係の深い地方機関B（例：教育委員会等）の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、地方機関Bに勤務する職員を地方機関Aに勤務する職員とみなすものである。
- ① 宮城県は令和元年5月に宮城県議会事務局、宮城県企業局と特例認定を受けている。
 - ② 仙台市は平成20年5月に仙台市水道事業、仙台市交通事業、仙台市ガス事業、仙台市病院事業と特例認定を受けている。
 - ③ 岩沼市は平成31年2月に岩沼市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ④ 亶理町は平成18年10月に亶理町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑤ 山元町は平成30年5月に山元町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑥ 大和町は令和元年5月に大和町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑦ 富谷市は平成26年1月に富谷市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑧ 東松島市は令和元年5月に東松島市農業委員会、東松島市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑨ 塩竈市は平成15年6月に塩竈市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑩ 利府町は令和元年5月に利府町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑪ 大崎市は平成18年11月に大崎市教育委員会、大崎市水道事業及び大崎市病院事業と特例認定を受けている。
 - ⑫ 加美町は平成20年10月に加美町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑬ 角田市は平成25年1月に角田市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑭ 村田町は平成25年11月に村田町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑮ 柴田町は平成25年9月に柴田町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑯ 川崎町は平成14年12月に川崎町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑰ 白石市は平成25年12月に白石市教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑱ 蔵王町は平成29年7月に蔵王町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑲ セツ宿町は平成24年3月にセツ宿町教育委員会と特例認定を受けている。
 - ⑳ 栗原市は平成22年2月に栗原市教育委員会と、令和元年5月に栗原市病院事業と特例認定を受けている。
 - ㉑ 気仙沼市は平成18年11月に気仙沼市教育委員会と、令和元年5月に気仙沼市ガス事業及び水道事業と特例認定を受けている。

第3表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（規模別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合 計 (①E + ②E + ③E) (人)	実 雇 用 率 (%)	法 定 雇 用 数 に 不 足 す る 障 害 者 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注4) に 該 当 す る 障 害 者 (人)	E 計 (C + (F + G) × 0.5 + G) (人)			
合 計	1,593	311,383.0	290,873.5	1,073	154	1,535	191	3,930.5	146	56	1,105	281	1,593.5	604	376	197	890.5	6,414.5	2.21	1,261.5
43.5～ 100人未満	806	54,140.5	51,185.5	144	29	248	24	577.0	30	38	176	36	292.0	50	63	15	89.0	958.0	1.87	441.5
100～ 300人未満	585	95,047.5	87,617.5	329	55	459	75	1,209.5	20	11	270	144	393.0	203	181	106	346.5	1,949.0	2.22	445.5
300～ 500人未満	107	40,157.0	37,121.0	125	20	187	28	471.0	37	6	173	34	270.0	78	25	9	95.0	836.0	2.25	173.5
500～ 1,000人未満	60	38,965.0	35,250.5	147	9	191	16	502.0	8	0	131	13	153.5	84	27	15	105.0	760.5	2.16	83.5
1,000 人以上	35	83,073.0	79,699.0	328	41	450	48	1,171.0	51	1	355	54	485.0	189	80	52	255.0	1,911.0	2.40	117.5
達 成	808	169,405.5	158,477.0	828	118	1,115	129	2,953.5	129	53	889	241	1,320.5	405	315	169	647.0	4,921.0	3.11	0.0
43.5～ 100人未満	383	26,466.5	24,890.5	144	29	239	14	563.0	30	37	167	27	277.5	47	58	14	83.0	923.5	3.71	0.0
100～ 300人未満	327	51,792.5	47,038.5	285	44	336	55	977.5	17	10	223	131	332.5	139	161	94	266.5	1,576.5	3.35	0.0
300～ 500人未満	50	18,371.0	16,583.0	84	15	94	16	285.0	34	5	139	29	226.5	42	13	5	51.0	562.5	3.39	0.0
500～ 1,000人未満	30	18,941.0	17,800.5	79	4	123	12	291.0	6	0	92	10	109.0	40	20	12	56.0	456.0	2.56	0.0
1,000 人以上	18	53,834.5	52,164.5	236	26	323	32	837.0	42	1	268	44	375.0	137	63	44	190.5	1,402.5	2.69	0.0
未 達 成	785	141,977.5	132,396.5	245	36	420	62	977.0	17	3	216	40	273.0	199	61	28	243.5	1,493.5	1.13	1,261.5
43.5～ 100人未満	423	27,674.0	26,295.0	0	0	9	10	14.0	0	1	9	9	14.5	3	5	1	6.0	34.5	0.13	441.5
100～ 300人未満	258	43,255.0	40,579.0	44	11	123	20	232.0	3	1	47	13	60.5	64	20	12	80.0	372.5	0.92	445.5
300～ 500人未満	57	21,786.0	20,538.0	41	5	93	12	186.0	3	1	34	5	43.5	36	12	4	44.0	273.5	1.33	173.5
500～ 1,000人未満	30	20,024.0	17,450.0	68	5	68	4	211.0	2	0	39	3	44.5	44	7	3	49.0	304.5	1.74	83.5
1,000 人以上	17	29,238.5	27,534.5	92	15	127	16	334.0	9	0	87	10	110.0	52	17	8	64.5	508.5	1.85	117.5

(注)

- 1 規模別区分は、常用雇用労働者総数による。
- 2 算定基礎労働者数とは、常用雇用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 3 法定雇用数に不足する障害者数とは、個々の企業における法定雇用数に対し、雇用不足となっている数を累計したものである。
- 4 G欄は、F欄の精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
 - i 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - ii 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

第4表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（産業別）

（1）概要

項目 産業別	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合 計 (① E + ② E + ③ E) (人)	実 雇 用 率 (%)	達 成 企 業 の 割 合 (%)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0.5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注 4) に 該 当 す る 障 害 者 (人)	E 計 (C + F + G) (× 0.5 + G) (人)			
01・02・05 農業・林業・採石業	11 (6)	890.0 (615.5)	835.0 (590.5)	3 (2)	0 (0)	10 (5)	0 (1)	16.0 (9.5)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (0.5)	20.0 (12.0)	2.40 (2.03)	90.9 (66.7)
06-08 建設業	122 (113)	21,327.0 (20,761.0)	17,395.0 (16,864.0)	97 (92)	1 (2)	118 (105)	3 (3)	314.5 (292.5)	1 (1)	0 (0)	10 (8)	0 (0)	12.0 (10.0)	39 (34)	8 (7)	4 (6)	45.0 (40.5)	371.5 (343.0)	2.14 (2.03)	58.2 (57.5)
09-32 製造業	325 (314)	56,244.0 (55,241.5)	56,016.0 (55,010.5)	215 (217)	16 (16)	297 (314)	19 (13)	752.5 (770.5)	16 (16)	34 (4)	236 (214)	20 (68)	312.0 (284.0)	108 (101)	57 (56)	18 (22)	145.5 (140.0)	1,210.0 (1,194.5)	2.16 (2.17)	56.3 (58.9)
09・10 食料品・たばこ	98	12,995.0	12,995.0	34	4	59	8	135.0	4	31	113	14	159.0	29	42	9	54.5	348.5	2.68	63.3
11 繊維工業	8	708.5	708.5	1	3	5	0	10.0	0	0	4	1	4.5	2	2	2	4.0	18.5	2.61	87.5
12-13 木材・家具	9	903.5	899.5	1	2	6	1	10.5	0	0	1	0	1.0	4	0	0	4.0	15.5	1.72	55.6
14-15 パルプ・紙・印刷	17	1,323.0	1,323.0	3	0	10	3	17.5	0	0	4	0	4.0	1	0	0	1.0	22.5	1.70	47.1
16-18 化学・石油 プラスチック	19	6,794.0	6,794.0	13	0	20	1	46.5	5	0	27	2	38.0	12	1	1	13.0	97.5	1.44	42.1
21 窯業・土石	11	1,351.5	1,351.5	5	0	11	0	21.0	0	0	0	0	0.0	1	1	1	2.0	23.0	1.70	54.5
22 鉄鋼	3	644.0	520.0	2	0	4	0	8.0	0	0	0	0	0.0	4	0	0	4.0	12.0	2.31	66.7
23 非鉄金属	5	1,064.5	1,014.5	3	0	8	0	14.0	1	0	4	0	6.0	1	0	0	1.0	21.0	2.07	40.0
24 金属製品	25	1,930.0	1,930.0	7	0	10	1	24.5	2	0	8	0	12.0	0	3	3	3.0	39.5	2.05	56.0
29 電気機械	37	8,216.5	8,191.5	37	1	43	2	119.0	2	1	10	0	15.0	23	2	1	24.5	158.5	1.93	64.9
25-27・30・31 その他の機械	46	13,774.5	13,749.5	78	2	75	2	234.0	1	0	50	0	52.0	16	1	0	16.5	302.5	2.20	45.7
19・20・28・32 その他	47	6,539.0	6,539.0	31	4	46	1	112.5	1	2	15	3	20.5	15	5	1	18.0	151.0	2.31	51.1
33-36 電気・ガス・水道業	8 (8)	14,411.5 (14,718.5)	14,410.5 (14,718.5)	76 (75)	1 (2)	146 (144)	2 (3)	300.0 (297.5)	0 (0)	0 (15)	0 (0)	21.0 (15.0)	12 (11)	1 (1)	1 (1)	13.0 (12.0)	334.0 (324.5)	2.32 (2.20)	12.5 (12.5)	
37-41 情報通信業	40 (42)	6,310.0 (6,774.0)	6,297.0 (6,761.0)	20 (21)	2 (2)	14 (13)	1 (1)	56.5 (57.5)	0 (0)	0 (5)	2 (0)	1 (5.0)	2.5 (11)	17 (5)	3 (5)	3 (5)	20.0 (16.0)	79.0 (78.5)	1.25 (1.16)	32.5 (33.3)
42-49 運輸・郵便業	124 (122)	20,934.0 (20,976.0)	16,349.5 (16,305.0)	68 (61)	6 (4)	145 (140)	12 (10)	293.0 (271.0)	0 (0)	0 (48)	50 (2)	3 (2)	51.5 (49.0)	22 (14)	12 (4)	8 (8)	32.0 (33.0)	376.5 (353.0)	2.30 (2.16)	56.5 (52.5)
50-61 卸売・小売業	248 (240)	61,285.0 (60,327.5)	61,266.0 (60,285.5)	201 (190)	29 (33)	227 (226)	36 (36)	676.0 (657.0)	17 (22)	4 (6)	291 (275)	71 (63)	364.5 (356.5)	143 (128)	107 (91)	70 (60)	231.5 (203.5)	1,272.0 (1,217.0)	2.08 (2.02)	39.9 (41.7)
62-67 金融・保険業	23 (21)	8,360.5 (8,365.5)	8,348.5 (8,365.5)	28 (25)	10 (12)	55 (53)	11 (15)	126.5 (122.5)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	20 (22)	5 (7)	4 (6)	24.5 (28.5)	153.0 (153.0)	1.83 (1.83)	43.5 (38.1)	
68-70 不動産・物品賃貸業	42 (40)	6,195.0 (5,903.5)	6,194.0 (5,902.5)	16 (18)	5 (3)	28 (23)	1 (4)	65.5 (64.0)	0 (0)	0 (1)	22 (2)	4 (22.0)	24.0 (14)	14 (2)	3 (2)	2 (1)	16.5 (15.5)	106.0 (101.5)	1.71 (1.72)	47.6 (45.0)
71-74 学術研究 専門・技術サービス業	39 (37)	6,571.0 (6,311.5)	6,569.0 (6,309.5)	19 (19)	1 (3)	37 (34)	2 (1)	77 (75.5)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	3.0 (1.0)	24 (17)	1 (2)	0 (1)	0 (18.5)	24.5 (95.0)	104.5 (95.0)	1.59 (1.51)	38.5 (37.8)
75-77 宿泊業・飲食サービス業	49 (52)	8,653.5 (9,339.0)	8,653.5 (9,339.0)	21 (26)	7 (4)	28 (31)	6 (5)	80.0 (89.5)	14 (14)	0 (0)	69 (72)	15 (15)	104.5 (107.5)	30 (28)	5 (10)	1 (6)	33.0 (36.0)	217.5 (233.0)	2.51 (2.49)	51.0 (53.8)
78-80 生活関連サービス業 娯楽業	44 (40)	5,504.5 (5,582.5)	5,481.5 (5,562.5)	21 (18)	4 (3)	13 (11)	5 (8)	61.5 (54.0)	38 (46)	4 (7)	108 (107)	8 (4)	192.0 (208.0)	13 (13)	4 (6)	3 (2)	16.5 (17.0)	270.0 (279.0)	4.93 (5.02)	45.5 (40.0)
81-82 教育・学習支援業	32 (31)	8,196.0 (7,841.5)	6,387.0 (6,156.5)	27 (27)	1 (1)	32 (29)	3 (3)	88.5 (85.5)	0 (0)	0 (6)	5 (0)	0 (6.0)	5.0 (7)	6 (0)	2 (0)	1 (0)	7.5 (7.0)	101.0 (98.5)	1.58 (1.60)	37.5 (35.5)
83-85 医療・福祉業	302 (296)	49,793.5 (49,375.5)	41,915.5 (41,559.5)	147 (147)	47 (49)	196 (185)	61 (60)	567.5 (558.0)	24 (29)	13 (13)	171 (163)	142 (127)	303.0 (297.5)	89 (89)	141 (130)	74 (76)	196.5 (192.0)	1,067.0 (1,047.5)	2.55 (2.52)	54.6 (57.4)
86-87 複合サービス事業	14 (14)	4,616.0 (4,810.0)	4,612.0 (4,807.0)	23 (23)	1 (2)	21 (22)	0 (0)	68.0 (70.0)	1 (1)	0 (0)	5 (5)	0 (7.0)	7.0 (2)	2 (1)	1 (1)	0 (3.0)	2.5 (8.0)	77.5 (80.0)	1.68 (1.66)	21.4 (21.4)
88-96 サービス業等	170 (153)	32,091.5 (31,324.5)	30,143.5 (29,434.5)	91 (91)	23 (17)	168 (157)	29 (23)	387.5 (367.5)	35 (36)	1 (2)	106 (101)	17 (16)	185.5 (183.0)	65 (58)	26 (21)	8 (12)	82.0 (74.5)	655.0 (625.0)	2.17 (2.12)	53.5 (55.6)
合 計	1,593 (1,529)	311,383.0 (308,267.5)	290,873.5 (287,971.5)	1,073 (1,052)	154 (153)	1,535 (1,492)	191 (186)	3,930.5 (3,842.0)	146 (165)	56 (32)	1,105 (1,045)	281 (297)	1,593.5 (1,555.5)	604 (559)	376 (354)	197 (203)	890.5 (837.5)	6,414.5 (6,235.0)	2.21 (2.17)	50.7 (51.4)

(注)下段の()は、令和2年6月1日現在の数値である

(2) 達成・未達成別

項目 産業別	企業数 (社)	常用雇用労働者数 (人)	算定基礎労働者数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合計 (①E + ②E + ③E) (人)	実雇用率 (%)
				A 重度身体障害者 (人)	B 短時間重度身体障害者 (人)	C 重度以外身体障害者 (人)	D 短時間重度以外身体障害者 (人)	E 計 (A×2+B+C+D×0.5) (人)	A 重度知的障害者 (人)	B 短時間重度知的障害者 (人)	C 重度以外知的障害者 (人)	D 短時間重度以外知的障害者 (人)	E 計 (A×2+B+C+D×0.5) (人)	C 精神障害者 (人)	F 短時間精神障害者 (人)	G (注4)に該当する障害者 (人)	E 計 (C+F+G)×0.5+G (人)		
達成企業計	808	169,405.5	158,477.0	828	118	1,115	129	2,953.5	129	53	889	241	1,320.5	405	315	169	647.0	4,921.0	3.11
01・02・05 農業・林業・採石業	10	840.0	785.0	3	0	10	0	16.0	0	0	4	0	4.0	0	0	0	0.0	20.0	2.55
06~08 建設業	71	13,843.5	11,277.5	83	1	105	3	273.5	1	0	9	0	11.0	25	6	3	29.5	314.0	2.78
09~32 製造業	183	33,503.5	33,337.5	186	13	229	12	620.0	12	33	187	17	252.5	65	47	14	95.5	968.0	2.90
33~36 電気・ガス・水道業	1	13,213.0	13,213.0	73	1	144	2	292.0	0	0	21	0	21.0	12	0	0	12.0	325.0	2.46
37~41 情報通信業	13	1,774.0	1,774.0	8	1	9	0	26.0	0	0	0	1	0.5	8	3	3	11.0	37.5	2.11
42~49 運輸・郵便業	70	12,538.5	9,728.0	61	6	117	10	250.0	0	0	41	1	41.5	20	9	7	28.0	319.5	3.28
50~61 卸売・小売業	99	31,143.0	31,139.0	139	23	135	26	449.0	11	3	229	57	282.5	90	91	63	167.0	898.5	2.89
62~67 金融・保険業	10	3,189.5	3,177.5	18	1	20	2	58.0	0	0	2	0	2.0	14	0	0	14.0	74.0	2.33
68~70 不動産・物品賃貸業	20	2,741.5	2,740.5	14	4	21	1	53.5	0	0	10	3	11.5	8	1	1	9.0	74.0	2.70
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	15	1,743.0	1,743.0	8	1	12	1	29.5	0	0	2	0	2.0	13	1	0	13.5	45.0	2.58
75~77 宿泊業・飲食サービス業	25	6,398.5	6,398.5	20	6	26	6	75.0	14	0	67	12	101.0	30	3	1	32.0	208.0	3.25
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	20	2,906.5	2,883.5	18	4	9	5	51.5	37	4	102	7	183.5	11	4	3	14.5	249.5	8.65
81・82 教育・学習支援業	12	3,473.5	2,517.5	15	0	20	1	50.5	0	0	3	0	3.0	4	0	0	4.0	57.5	2.28
83~85 医療・福祉業	165	24,724.5	21,666.5	108	40	147	47	426.5	20	12	137	130	254.0	61	129	69	160.0	840.5	3.88
86・87 複合サービス事業	3	1,200.0	1,200.0	9	0	6	0	24.0	1	0	2	0	4.0	1	0	0	1.0	29.0	2.42
88~96 サービス業等	91	16,173.0	14,896.0	65	17	105	13	258.5	33	1	73	13	146.5	43	21	5	56.0	461.0	3.09
未達成企業計	785	141,977.5	132,396.5	245	36	420	62	977.0	17	3	216	40	273.0	199	61	28	243.5	1,493.5	1.13
01・02・05 農業・林業・採石業	1	50.0	50.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.00
06~08 建設業	51	7,483.5	6,117.5	14	0	13	0	41.0	0	0	1	0	1.0	14	2	1	15.5	57.5	0.94
09~32 製造業	142	22,740.5	22,678.5	29	3	68	7	132.5	4	1	49	3	59.5	43	10	4	50.0	242.0	1.07
33~36 電気・ガス・水道業	7	1,198.5	1,197.5	3	0	2	0	8.0	0	0	0	0	0.0	0	1	1	1.0	9.0	0.75
37~41 情報通信業	27	4,536.0	4,523.0	12	1	5	1	30.5	0	0	2	0	2.0	9	0	0	9.0	41.5	0.92
42~49 運輸・郵便業	54	8,395.5	6,621.5	7	0	28	2	43.0	0	0	9	2	10.0	2	3	1	4.0	57.0	0.86
50~61 卸売・小売業	149	30,142.0	30,127.0	62	6	92	10	227.0	6	1	62	14	82.0	53	16	7	64.5	373.5	1.24
62~67 金融・保険業	13	5,171.0	5,171.0	10	9	35	9	68.5	0	0	0	0	0.0	6	5	4	10.5	79.0	1.53
68~70 不動産・物品賃貸業	22	3,453.5	3,453.5	2	1	7	0	12.0	0	0	12	1	12.5	6	2	1	7.5	32.0	0.93
71~74 学術研究 専門・技術サービス業	24	4,828.0	4,826.0	11	0	25	1	47.5	0	0	1	0	1.0	11	0	0	11.0	59.5	1.23
75~77 宿泊業・飲食サービス業	24	2,255.0	2,255.0	1	1	2	0	5.0	0	0	2	3	3.5	0	2	0	1.0	9.5	0.42
78~80 生活関連サービス業 娯楽業	24	2,598.0	2,598.0	3	0	4	0	10.0	1	0	6	1	8.5	2	0	0	2.0	20.5	0.79
81・82 教育・学習支援業	20	4,722.5	3,869.5	12	1	12	2	38.0	0	0	2	0	2.0	2	2	1	3.5	43.5	1.12
83~85 医療・福祉業	137	25,069.0	20,249.0	39	7	49	14	141.0	4	1	34	12	49.0	28	12	5	36.5	226.5	1.12
86・87 複合サービス事業	11	3,416.0	3,412.0	14	1	15	0	44.0	0	0	3	0	3.0	1	1	0	1.5	48.5	1.42
88~96 サービス業等	79	15,918.5	15,247.5	26	6	63	16	129.0	2	0	33	4	39.0	22	5	3	26.0	194.0	1.27

第5表 一般の民間企業における障害者の雇用状況（安定所別）

	企 業 数 (社)	常 用 雇 用 労 働 者 数 (人)	算 定 基 礎 労 働 者 数 (人)	①身体障害者数					②知的障害者数					③精神障害者数				合 計 (① E + ② E + ③ E) (人)	実 雇 用 率 (%)	達 成 企 業 数 (社)	不 足 数 (人)
				A 重 度 身 体 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 身 体 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 身 体 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0 ・ 5) (人)	A 重 度 知 的 障 害 者 (人)	B 短 時 間 重 度 知 的 障 害 者 (人)	C 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	D 短 時 間 重 度 以 外 知 的 障 害 者 (人)	E 計 (A × 2 + B + C + D × 0 ・ 5) (人)	C 精 神 障 害 者 (人)	F 短 時 間 精 神 障 害 者 (人)	G (注 4) に 該 当 す る 障 害 者 (人)	E 計 (C + (F I G) × 0 ・ 5 + G) (人)				
仙 台	988	217,534.5	201,960.5	735	103	1,063	123	2,697.5	88	45	739	133	1,026.5	457	225	109	624.0	4,348.0	2.15	445	897.5
大 和	52	15,538.0	15,103.0	77	3	67	5	226.5	4	4	54	5	68.5	20	10	5	27.5	322.5	2.14	26	33.5
石 巻	100	12,900.5	11,996.0	38	10	73	13	165.5	3	0	43	9	53.5	23	6	4	28.0	247.0	2.06	58	59.5
塩 釜	91	13,554.0	12,036.0	46	5	79	8	180.0	6	0	33	3	46.5	22	6	5	27.5	254.0	2.11	52	55.0
古 川	124	14,203.0	13,475.0	53	6	78	9	194.5	3	2	43	16	59.0	20	15	11	33.0	286.5	2.13	82	56.0
大河原	57	12,352.0	11,789.0	36	11	41	13	130.5	11	1	66	89	133.5	18	83	53	86.0	350.0	2.97	36	69.0
白 石	30	3,785.0	3,635.0	11	1	24	4	49.0	14	2	26	4	58.0	7	11	1	13.0	120.0	3.30	21	8.5
築館	47	7,639.0	7,446.0	25	2	42	8	98.0	6	1	24	6	40.0	14	6	5	19.5	157.5	2.12	32	28.0
迫	47	7,604.5	7,396.5	29	11	40	7	112.5	11	1	37	13	66.5	15	12	4	23.0	202.0	2.73	27	22.0
気仙沼	57	6,272.5	6,036.5	23	2	28	1	76.5	0	0	40	3	41.5	8	2	0	9.0	127.0	2.10	29	32.5
合 計	1,593	311,383.0	290,873.5	1,073	154	1,535	191	3,930.5	146	56	1,105	281	1,593.5	604	376	197	890.5	6,414.5	2.21	808	1,261.5

第6表 一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

① 年	② 企業数 (社)	③ 算定基礎 労働者数 (人)	④ 障害者の数		⑤ 実雇用率 (%)	⑥ 達成企業数 (社)	⑦ 達成企業の 割合 (%)	⑧ 法定雇用に 不足する数 (人)		
			(人)	うち重度 (実数) (人)						
平成	5	859	193,636	2,708	578	1.40	408	47.5	903	
	6	878	197,256	2,818	633	1.43	414	47.2	944	
	7	882	198,834	2,774	641	1.40	401	45.5	949	
	8	880	199,633	2,852	679	1.43	435	49.4	940	
	9	984	207,827	3,021	710	1.45	451	45.8	1,013	
	10	969	207,550	3,000	683	1.45	437	45.1	983	
	11	1,044	211,586	3,046	698	1.44	412	39.5	1,292	
	12	1,030	207,296	3,065	711	1.48	422	41.0	1,233	
	13	975	200,813	3,004	714	1.50	422	43.3	1,135	
	14	950	191,862	2,881	692	1.50	386	40.6	1,112	
	15	956	190,181	2,874	681	1.51	397	41.5	1,063	
	16	1,009	202,601	2,923	706	1.44	409	40.5	1,130	
	17	1,032	205,280	3,103	751	1.51	436	42.2	1,049	
	18	1,064	212,427	3,305.5	806	1.56	463	43.5	1,001	
	19	1,119	219,566	3,436.5	841	1.57	510	45.6	998	
	20	1,143	225,877	3,567.5	869	1.58	519	45.4	1,102	
	21	1,119	223,891	3,504.0	853	1.57	506	45.2	1,051	
	22	1,124	226,985	3,679.0	887	1.62	532	47.3	994	
	23	1,096	235,621.5	3,770.5	963	1.60	504	46.0	998	
	24	1,164	243,555.5	3,975.5	1,004	1.63	540	46.4	947.5	
	25	1,339	261,439.5	4,461.5	1,121	1.71	576	43.0	1,258.0	
	26	1,364	264,773.0	4,596.5	1,139	1.74	623	45.7	1,177.5	
	27	1,392	269,852.0	4,830.5	1,169	1.79	648	46.6	1,122.5	
	28	1,411	274,609.0	5,173.0	1,229	1.88	706	50.0	1,061.0	
	29	1,396	276,310.0	5,357.5	1,158	1.94	742	53.2	972.0	
	30	1,525	285,714.0	5,844.5	1,192	2.05	750	49.2	1,218.5	
	令和	1	1,564	289,031.5	6,100.5	1,233	2.11	788	50.4	1,148.5
		2	1,529	287,971.5	6,235.0	1,217	2.17	786	51.4	1,130.0
		3	1,593	290,873.5	6,414.5	1,219	2.21	808	50.7	1,261.5

(注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

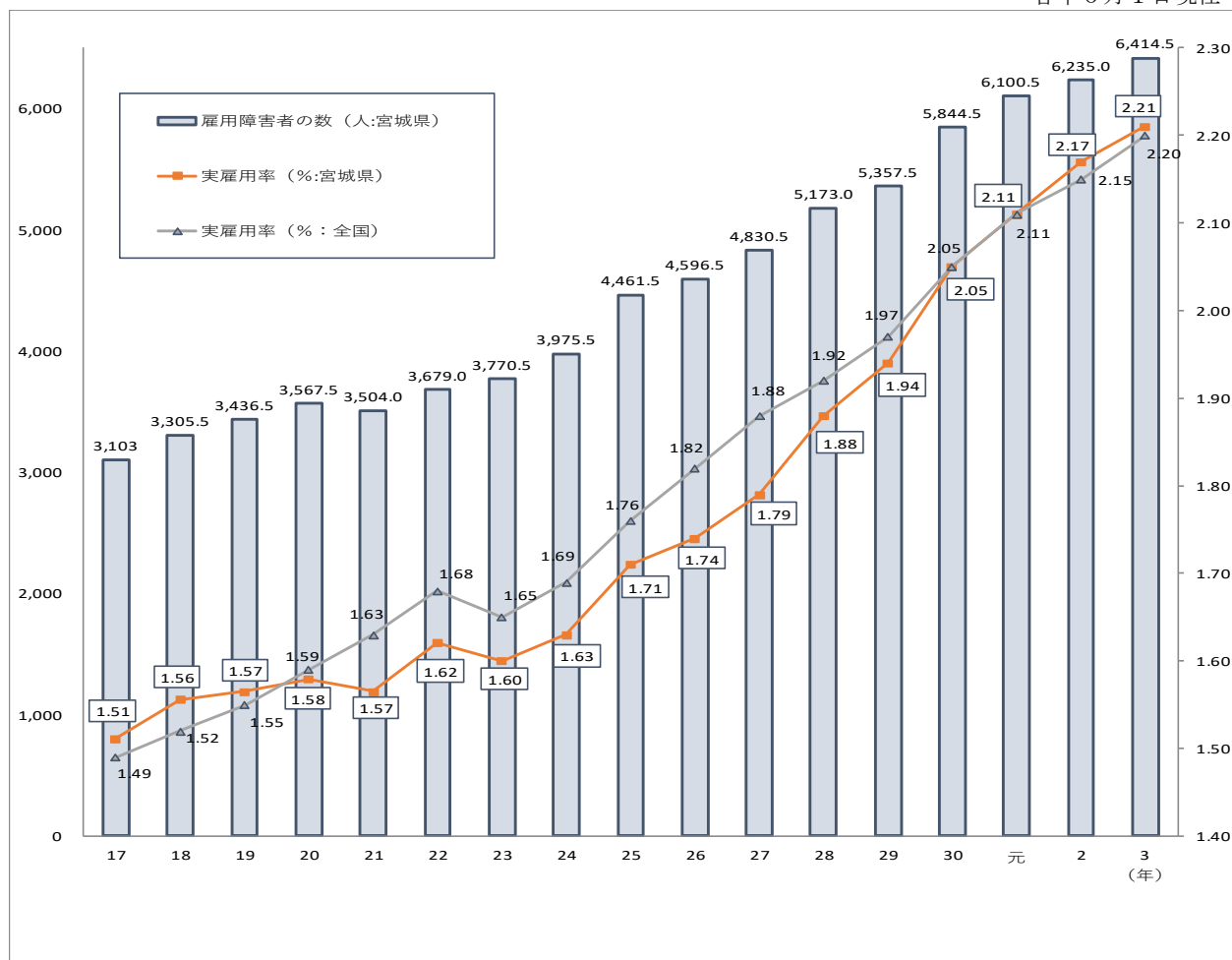
- 昭和63年～平成4年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者
- 平成5年～平成17年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者。
- 平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 平成23年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成30年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者は0.5カウント）精神障害者である短時間労働者は条件により0.5⇒1カウント（条件は第1表（注）4と同じ）

－ グラフ －

一般の民間企業における障害者の雇用状況の推移

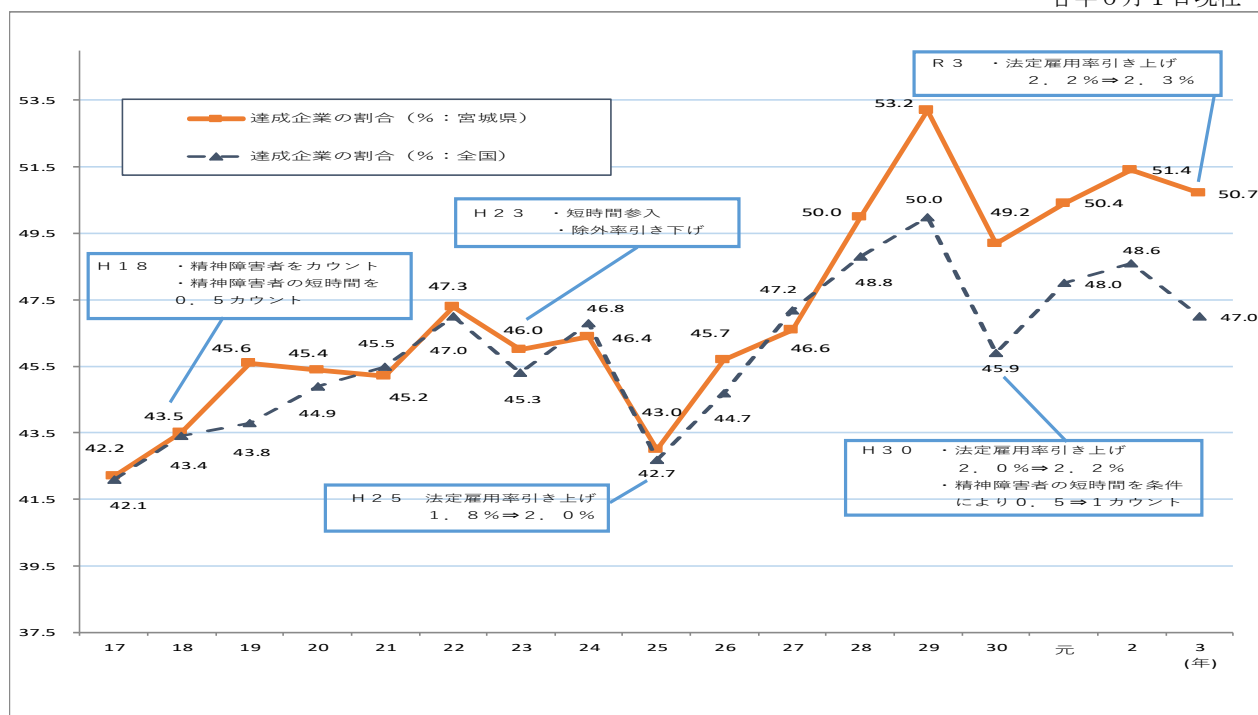
(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数

各年6月1日現在



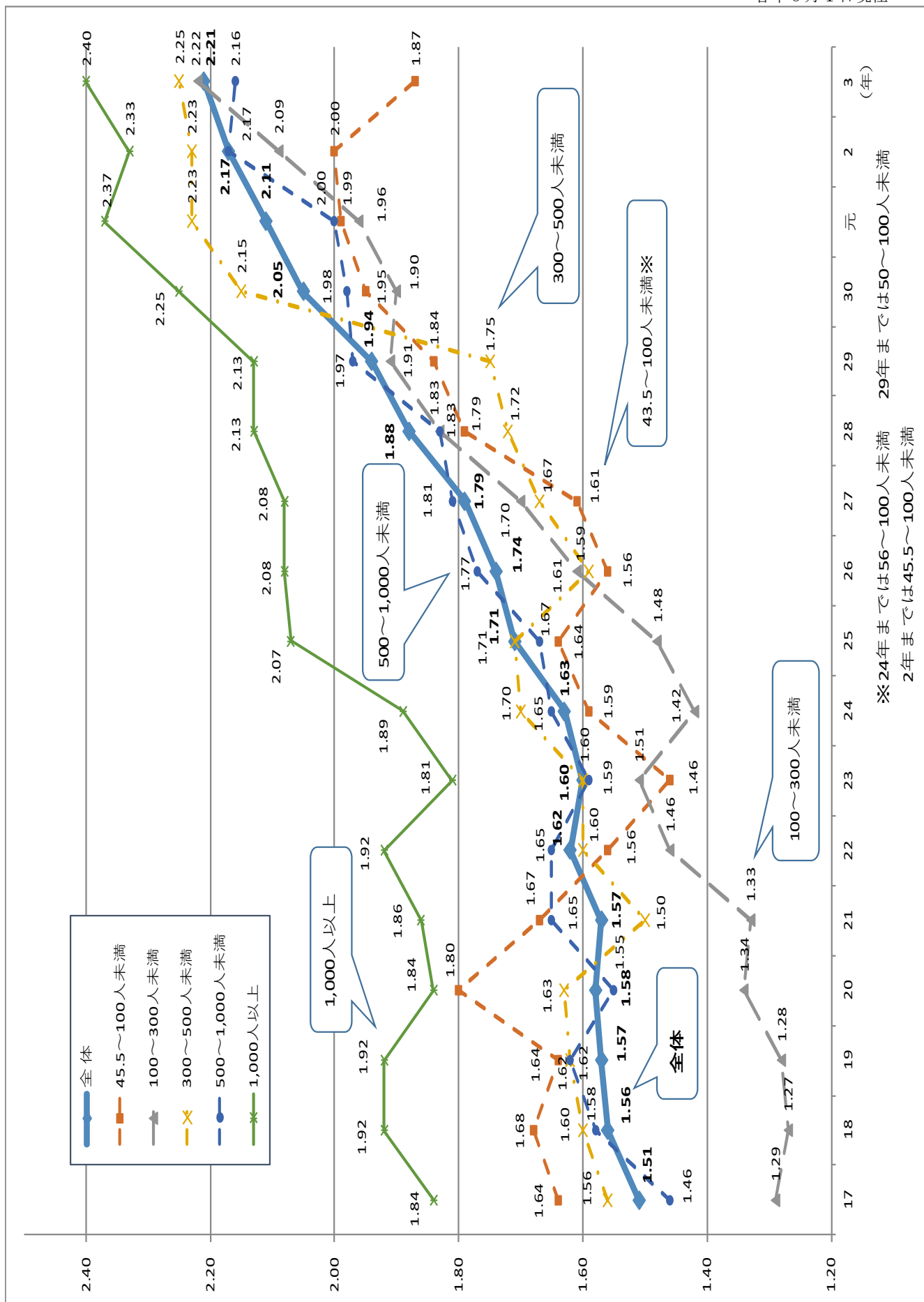
(2) 達成企業割合

各年6月1日現在



(3) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



※24年までは56～100人未満 29年までは50～100人未満
2年までは45.5～100人未満

Ⅲ 障害者の職業紹介状況の概要

令和4年1月末までの職業紹介状況は、新規求職申込件数が3,446件となり、対前年比で229件、7.1%の増となった。身体障害者は895件と対前年比で19件、2.2%の増加、知的障害者は568件で同66件、13.2%の増加、精神障害者が1,560件で同118件、8.2%の増加、その他の障害者（発達障害者、難病、高次脳機能障害）が、423件で同26件、6.6%増加した。

就職件数は、1,571件で、前年比で239件、17.9%増加した。身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者すべての障害種別において増加となった。

有効求職者数は、4,620人で、対前年比で196人、4.4%の増加となった。身体障害者は減少し、知的障害者、精神障害者、その他の障害者は増加した。

IV 障害者職業紹介業務取扱状況表

第7表 障害者職業紹介業務取扱状況

令和4年1月末現在

区分 項目	合 計					身 体 障 害 者										知的障害者				精神障害者				その他障害者 (発達障害、難病、高次脳機能障害等)														
	新規 求職申 込件数	新規 登録者 数	(有効 求職者 数 (各 期末 現在))	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	重 度 障 害 者	45 歳 以 上	新規 登 録 者 数	重 度 障 害 者	45 歳 以 上	(有効 求職者 数 (各 期末 現在))	重 度 障 害 者	紹 介 件 数	重 度 障 害 者	就 職 件 数	重 度 障 害 者	45 歳 以 上	新規 求職申 込件数	新規 登 録 者 数	(有効 求職者 数 (各 期末 現在))	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	新規 登 録 者 数	(有効 求職者 数 (各 期末 現在))	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	新規 登 録 者 数	(有効 求職者 数 (各 期末 現在))	紹 介 件 数	就 職 件 数	新規 求職申 込件数	新規 登 録 者 数	(有効 求職者 数 (各 期末 現在))	紹 介 件 数	就 職 件 数
27年度計	3,326	1,425	3,759	6,734	1,656	1,073	434	679	424	181	267	1,400	597	2,342	913	529	227	318	557	264	561	598	344	1,474	616	1,594	3,364	695	222	121	204	430	88					
28年度計	3,407	1,496	3,936	6,479	1,616	1,148	483	789	473	203	330	1,385	614	2,240	862	510	210	302	589	302	665	675	337	1,439	583	1,705	3,157	678	231	138	181	407	91					
29年度計	3,522	1,589	4,005	6,775	1,717	1,111	457	719	492	198	334	1,381	612	2,080	815	477	187	304	646	295	712	821	397	1,491	638	1,718	3,334	718	274	164	194	540	125					
30年度計	3,976	1,814	4,100	6,817	1,848	1,190	507	823	494	214	372	1,398	645	2,078	850	523	207	344	667	309	743	761	399	1,775	810	1,725	3,450	791	344	201	234	528	135					
令和元年度計	4,127	1,850	4,132	7,283	1,831	1,120	445	797	474	186	346	1,325	590	1,885	780	453	191	302	678	323	738	784	388	1,918	839	1,779	3,879	839	411	214	290	735	151					
令和2年4月	310	131	4,084	458	288	112	30	94	50	13	44	1,373	591	119	33	40	19	18	21	3	602	28	176	141	60	1,824	248	56	36	18	285	63	16					
5月	251	101	4,163	342	111	76	31	63	34	10	29	1,396	602	75	27	34	10	25	33	11	618	20	18	115	43	1,816	189	45	27	13	333	58	14					
6月	325	126	4,283	498	134	94	33	65	39	11	28	1,442	616	127	44	30	8	25	39	14	637	32	12	152	52	1,824	280	66	40	21	380	59	26					
7月	339	156	4,394	528	87	90	30	66	36	9	29	1,476	621	148	55	22	10	16	55	35	658	21	13	153	61	1,873	301	44	41	24	387	58	8					
8月	360	197	4,538	466	92	82	26	52	38	10	20	1,513	629	113	46	18	7	14	103	81	720	40	17	135	55	1,911	249	44	40	23	394	64	13					
9月	384	185	4,617	490	114	87	34	58	34	13	27	1,525	632	144	53	28	9	22	91	47	755	33	8	165	78	1,942	249	61	41	26	395	64	17					
10月	368	172	4,714	618	134	94	37	69	43	14	36	1,537	649	138	40	35	11	26	48	22	776	47	27	174	80	1,981	313	60	52	27	420	120	12					
11月	305	132	4,733	543	133	79	39	54	35	18	23	1,534	658	134	73	30	11	22	35	16	765	43	16	151	67	2,003	277	67	40	14	431	89	20					
12月	254	116	4,542	477	164	73	30	58	29	10	27	1,453	626	125	61	32	17	19	39	14	740	39	37	105	53	1,916	249	69	37	20	433	64	26					
令和3年1月	321	119	4,424	698	75	89	33	62	26	8	15	1,409	602	208	96	13	6	9	38	16	713	34	13	151	55	1,871	342	38	43	22	431	114	11					
2月	329	119	4,514	884	125	98	38	70	33	13	25	1,434	606	276	122	41	19	28	52	21	737	83	12	140	49	1,904	425	60	39	16	439	100	12					
3月	450	160	4,083	994	239	110	43	83	35	10	31	1,255	513	264	102	70	21	48	91	28	690	195	35	208	77	1,740	413	107	41	20	398	122	27					
令和2年度計	3,996	1,714	-	6,996	1,696	1,084	404	794	432	139	334	-	-	1,871	752	393	148	272	645	308	-	615	384	1,790	730	-	3,535	717	477	244	-	975	202					
令和3年4月	396	163	4,089	647	317	128	41	97	61	16	51	1,302	524	178	51	46	21	26	41	9	578	65	163	175	69	1,814	330	79	52	24	395	74	29					
5月	324	135	4,156	606	210	82	25	64	34	8	28	1,310	528	163	54	51	16	38	34	10	575	49	53	172	76	1,866	308	85	36	15	405	86	21					
6月	342	147	4,212	606	154	92	30	72	47	11	35	1,323	525	142	45	35	15	23	44	8	557	63	20	173	74	1,922	286	80	33	18	410	115	19					
7月	371	194	4,335	479	144	96	38	65	46	18	27	1,360	547	149	46	31	9	21	83	60	601	45	23	148	63	1,944	243	77	44	25	430	42	13					
8月	343	174	4,452	514	129	71	32	55	29	9	21	1,376	556	130	48	30	10	18	103	66	666	42	18	133	60	1,966	265	66	36	19	444	77	15					
9月	361	195	4,619	574	112	98	33	74	50	15	40	1,421	571	153	57	25	12	18	63	35	708	50	10	160	85	2,041	282	56	40	25	449	89	21					
10月	352	144	4,719	589	134	91	29	64	37	11	32	1,459	582	147	58	24	5	19	52	13	728	60	22	162	71	2,080	290	69	47	23	452	92	19					
11月	324	144	4,735	547	137	84	29	58	37	11	30	1,466	575	136	46	35	14	25	55	24	749	47	20	145	67	2,074	295	66	40	16	446	69	16					
12月	309	136	4,769	501	136	72	25	59	28	5	25	1,465	577	110	47	36	14	28	57	28	771	49	23	136	61	2,073	265	66	44	19	460	77	11					
令和4年1月	324	107	4,620	639	98	81	31	61	24	7	18	1,384	528	136	73	23	11	13	36	10	750	69	19	156	56	2,032	341	45	51	17	454	93	11					
2月																																						
3月																																						
令和3年度計	3,446	1,539	-	5,702	1,571	895	313	669	393	111	307	-	-	1,444	525	336	127	229	568	263	-	539	371	1,560	682	-	2,905	689	423	201	-	814	175					

第8表 障害者職業紹介業務取扱状況（安定所別就職件数）

令和4年1月末現在

区分 年度月別	県 計					仙 台					大 和					石 巻					塩 釜					古 川					大 河 原					白 石					築 館					迫					気 仙 沼						
	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他	計	身 体	知 的	精 神	そ の 他							
27年度計	1,656	529	344	695	88	800	264	157	337	42	47	18	5	18	6	146	45	31	65	5	118	35	30	46	7	204	50	55	83	16	105	32	21	50	2	22	10	4	7	1	59	22	9	25	3	90	32	17	38	3	65	21	15	26	3		
28年度計	1,616	510	337	678	91	788	249	172	331	36	39	14	5	19	1	149	44	22	73	10	126	47	27	45	7	205	48	55	81	21	96	38	14	41	3	19	12	3	4	0	64	19	13	28	4	80	23	14	38	5	50	16	12	18	4		
29年度計	1,717	477	397	718	125	819	230	193	345	51	45	20	7	13	5	158	40	30	74	14	148	35	42	61	10	223	66	52	82	23	108	32	27	47	2	17	5	3	8	1	65	20	14	20	11	80	19	15	42	4	54	10	14	26	4		
30年度計	1,848	523	399	791	135	930	269	201	408	52	44	19	4	19	2	185	46	39	81	19	149	44	37	57	11	200	47	52	81	20	134	44	24	61	5	12	2	0	10	0	65	21	15	20	9	81	19	19	33	10	48	12	8	21	7		
令和元年度計	1,831	453	388	839	151	900	218	198	421	63	58	18	10	23	7	189	34	42	98	15	141	36	30	64	11	202	48	50	83	21	131	36	21	66	8	20	8	1	10	1	69	17	16	22	14	81	25	11	38	7	40	13	9	14	4		
令和2年 4月	288	40	176	56	16	150	25	86	32	7	2	1	0	1	0	50	5	35	9	1	12	3	6	3	0	35	0	33	0	2	10	0	6	4	0	4	0	0	1	3	9	4	3	1	1	10	1	5	3	1	6	1	2	2	1		
5月	111	34	18	45	14	42	18	7	14	3	2	2	0	0	0	18	6	1	9	2	8	1	2	4	1	20	3	3	9	5	2	1	0	1	0	0	0	0	8	2	3	1	2	8	1	2	5	0	3	0	0	2	1				
6月	134	30	12	66	26	66	18	8	30	10	3	1	0	1	1	12	3	1	7	1	9	3	1	4	1	10	1	0	8	1	9	0	1	5	3	2	0	0	0	2	7	1	0	2	4	9	1	1	6	1	7	2	0	3	2		
7月	87	22	13	44	8	44	10	8	20	6	0	0	0	0	0	8	3	0	5	0	5	2	1	2	0	8	3	1	4	0	7	1	2	4	0	3	1	0	2	0	1	0	0	0	1	8	1	1	6	0	3	1	0	1	1		
8月	92	18	17	44	13	45	6	13	18	8	3	1	0	1	1	7	0	2	5	0	6	3	0	2	1	8	3	0	4	1	7	0	1	6	0	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0	7	2	0	3	2	6	1	1	4	0		
9月	114	28	8	61	17	65	10	5	38	12	1	0	0	1	0	10	5	0	4	1	11	5	0	6	0	5	1	0	3	1	9	3	1	5	0	1	0	0	1	0	2	0	1	1	0	4	2	1	1	0	6	2	0	1	3		
10月	134	35	27	60	12	69	13	17	30	9	3	2	1	0	0	9	7	0	1	1	8	1	1	6	0	15	7	2	6	0	9	3	1	5	0	3	0	1	2	0	2	0	0	1	1	9	1	2	5	1	7	1	2	4	0		
11月	133	30	16	67	20	75	17	9	38	11	2	1	0	1	0	8	1	0	4	3	6	1	0	4	1	16	4	0	9	3	7	1	1	5	0	2	0	1	1	0	2	0	1	0	1	9	4	2	3	0	6	1	2	2	1		
12月	164	32	37	69	26	90	22	19	38	11	2	0	0	1	1	10	1	4	3	2	5	0	0	3	2	20	3	8	7	2	12	3	1	7	1	4	1	1	2	0	6	0	2	2	2	10	1	1	5	3	5	1	1	1	2		
令和3年 1月	75	13	13	38	11	36	3	6	21	6	1	0	1	0	0	7	2	2	2	1	4	0	1	2	1	8	2	0	5	1	4	0	1	2	1	3	1	0	2	0	4	1	0	2	1	6	4	0	2	0	2	0	2	0	0		
2月	125	41	12	60	12	77	24	7	36	10	2	2	0	0	0	10	6	0	4	0	10	2	2	4	2	11	3	0	8	0	8	2	2	4	0	0	0	0	0	4	1	0	3	0	1	0	0	1	0	2	1	1	0	0			
3月	239	70	35	107	27	142	35	23	70	14	4	2	0	2	0	20	9	1	7	3	23	7	2	9	5	10	2	2	5	1	15	4	4	7	0	11	4	1	6	0	5	3	0	0	2	1	1	0	0	0	8	3	2	1	2		
令和2年度計	1,696	393	384	717	202	901	201	208	385	107	25	12	2	8	3	169	48	46	60	15	107	28	16	49	14	166	32	49	68	17	99	18	21	55	5	35	9	4	17	5	51	12	10	14	15	82	19	15	40	8	61	14	13	21	13		
令和3年 4月	317	46	163	79	29	161	21	85	43	12	2	1	0	1	0	26	5	14	4	3	29	2	16	6	5	47	5	33	8	1	20	1	12	5	2	4	2	0	2	0	5	3	0	0	2	10	2	0	5	3	13	4	3	5	1		
5月	210	51	53	85	21	100	24	17	50	9	3	0	3	0	0	29	1	21	6	1	17	10	1	5	1	26	9	3	9	5	10	4	2	3	1	3	0	1	2	0	2	0	1	1	0	11	1	2	6	2	9	2	2	3	2		
6月	154	35	20	80	19	82	17	10	43	12	2	2	0	0	0	21	6	3	11	1	6	0	2	4	0	19	4	3	10	2	6	2	0	3	1	1	1	0	0	0	5	2	0	2	1	9	1	1	6	1	3	0	1	1	1		
7月	144	31	23	77	13	68	16	9	35	8	3	0	0	3	0	11	3	2	6	0	10	3	2	4	1	26	4	3	17	2	3	1	0	2	0	5	1	2	2	0	1	0	1	0	0	10	0	3	5	2	7	3	1	3	0		
8月	129	30	18	66	15	71	15	8	38	10	1	0	1	0	0	15	4	2	7	2	8	2	3	3	0	10	3	1	6	0	6	2	1	2	1	3	0	0	3	0	3	0	1	2	0	7	3	0	3	1	5	1	1	2	1		
9月	112	25	10	56	21	64	11	8	30	15	1	0	0	1	0	6	2	0	4	0	5	0	1	4	0	7	1	0	5	1	13	7	0	3	3	2	0	0	2	0	6	2	1	2	1	6	2	0	3	1	2	0	0	2	0		
10月	134	24	22	69	19	72	13	9	40	10	2	1	0	1	0	12	2	1	7	2	8	1	3	2	2	9	1	3	4	1	7	0	0	6	1	2	0	0	2	0	3	2	0	0	1	10	2	3	4	1	9	2	3	3	1		
11月	137	35	20	66	16	73	16	9	37	11	2	1	0	1	0	14	4	1	6	3	5	0	0	5	0	10	3	5	2	0	7	3	1	3	0	4	2	0	2	0	2	1	0	1	0	10	2	1	5	2	10	3	3	4	0		
12月	136	36	23	66	11	74	17	12	41	4	8	3	1	4	0	8	2	1	3	2	5	2	2	0	1	9	2	3	3	1	6	2	1	3	0	2	2	0	0	0	7	2	1	2	2	10	1	2	7	0	7	3	0	3	1		
令和4年 1月	98	23	19	45	11	49	11	9	22	7	1	0	0	1	0	16	5	1	9	1	14	5	2	5	2	1	0	0	1	0	8	0	3	5	0	1	0	0	0	1	3	1	0	2	0	2	0	0	3	1	2	0	0				
2月																																																									
3月																																																									
令和3年度計	1,571	336	371	689	175	814	161	176	379	98	25	8	5	12	0	158	34	46	63	15	107	25	32	38	12	164	32	54	65	13	86	22	20	35	9	27	8	3	15	1	37	13	5	12	7	85	14	14	44	13	68	19	16	26	7		

第9表 産業別・職業別
規模別就職状況

(令和2年度)

産業別 職業別・規模別	就職数		身体 障害者		知的 障害者		精神 障害 者	その 他の 障害 者
				重度		重度		
産 業	ABC	農林, 漁業, 採石業	4	0	8	0	11	2
	D	建設業	35	11	7	0	36	3
	E	製造業	37	14	50	0	66	15
	F	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	4	0
	G	情報通信業	7	5	3	0	15	6
	H	運輸業, 郵便業	24	11	14	1	20	13
	I	卸売業, 小売業	23	6	61	1	76	28
	J	金融業, 保険業	12	1	2	0	3	3
	K	不動産業 物品賃貸業	5	2	4	0	10	3
	L	学術研究, 専門・ 技術サービス業	15	10	1	0	22	7
	M	宿泊業 飲食サービス業	5	3	24	0	24	3
	N	生活関連サービス業 娯楽業	3	1	10	2	10	5
	O	教育, 学習支援業	34	12	10	0	41	9
	P	医療, 福祉	107	46	141	7	265	73
	QR	複合サービス事業 サービス業	34	15	41	0	55	16
	ST	公務・その他	48	11	8	1	59	16
職 業	A	管理	0	0	0	0	1	1
	B	専門・技術	38	20	1	0	43	13
	C	事務	148	49	25	0	187	49
	D	販売	9	5	20	1	34	13
	E	サービス	37	16	67	2	105	19
	F	保安	7	3	2	0	8	3
	G	農林漁業	12	6	34	3	45	10
	H	生産工程	27	10	53	0	58	20
	I	輸送・機械運転	35	13	2	0	7	7
	J	建設・採掘	15	1	5	0	18	2
	K	運搬・清掃・包装	65	25	175	6	211	65
合計			393	148	384	12	717	202
企 業 規 模	49人以下		127	49	110	5	261	72
	50~99人		42	17	24	1	52	19
	100~299人		57	30	80	5	138	42
	300人以上		167	52	170	1	266	69

第10表 身体障害者の
障害部位別就職状況

(令和2年度)

障害部位別	就職数		身体障害者						
				重度					
1	視	覚	32	14					
2	聴	覚	45	31					
3	平	衡	機	能	0	0			
4	音	声	・	言	語	6	1		
5	上	肢	切	断	14	1			
6	上	肢	機	能	74	21			
7	下	肢	切	断	8	0			
8	下	肢	機	能	109	14			
9	体	幹	機	能	6	0			
10	脳	病	変	上	肢	機	能	2	0
11	脳	病	変	移	動	機	能	0	0
12	心	臓	機	能	42	32			
13	腎	臓	機	能	31	27			
14	呼	吸	器	機	能	2	1		
15	膀	胱	・	直	腸	機	能	13	2
16	免	疫	機	能	3	1			
17	肝	機	能	4	3				
18	そ	の	他	2	0				
合計			393	148					

(注)令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

V 障害者雇用優良中小事業主の認定状況と制度概要（もにす認定制度）

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良と認められた常用雇用労働者300人以下の中小事業主を、「障害者雇用優良中小事業主」として認定し、地域における障害者雇用のロールモデルとして認知されることで、中小企業全体で障害者雇用の取組が一層推進されることが期待される。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、高齢者、外国人など誰もが活躍できる職場づくりにつながる。

宮城県においては、令和4年1月末までに以下の中小事業主を認定した。

企業名	業種	所在地
株式会社 新陽ランドリー	クリーニング業	仙台市泉区
株式会社 クリーン&クリーン	その他の事業サービス業	仙台市宮城野区
株式会社 清建	その他の事業サービス業	登米市迫町

申請・問い合わせ先

宮城労働局職業安定部職業対策課

022-299-8062

必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできる。審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付する。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて **とも に す す む** という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。



県内ハローワーク一覧

安定所	電話番号	所在地
仙台公共職業安定所	022-299-8811	仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル
仙台公共職業安定所 大和出張所	022-345-2350	黒川郡大和町吉岡南2-3-15
石巻公共職業安定所	0225-95-0158	石巻市泉町4-1-18 石巻合 同庁舎内
塩釜公共職業安定所	022-362-3361	塩竈市港町1-4-1 マリンゲート塩 釜3F
古川公共職業安定所	0229-22-2305	大崎市古川中里6-7-10 古 川合同庁舎内
大河原公共職業安定所	0224-53-1042	柴田郡大河原町大谷字町向126 -4オーガ1階
大河原公共職業安定所 白石出張所	0224-25-3107	白石市字銚子ヶ森37-8
築館公共職業安定所	0228-22-2531	栗原市築館薬師2-2-1 築館 合同庁舎内
迫公共職業安定所	0220-22-8609	登米市迫町佐沼字内町42-10
気仙沼公共職業安定所	0226-24-1716	気仙沼市古町3-3-8 気仙沼 駅前プラザ2階